八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第五十八条に規定する業務に関する事項

九　削除

十　削除

十一　機構法第十五条第一項第十一号に規定する商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条に規定する業務に関する事項

十二　機構法第十五条第一項第十二号に規定する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十条第一項に規定する業務に関する事項

十三　機構法第十五条第一項第十三号に規定する総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十条及び第五十八条に規定する業務に関する事項

十四　機構法第十五条第一項第十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十八条及び第百三十一条第一項並びに第百四十条に規定する業務に関する事項

十五　機構法第十五条第一項第十七号に規定する小規模企業共済事業に関する事項

十六　機構法第十五条第一項第十八号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項

八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十九条、第四十一条、第四十七条、第五十八条及び第七十二条第一項に規定する業務に関する事項

九　機構法第十五条第一項第十一号に規定する中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条に規定する業務に関する事項

十　削除

十一　機構法第十五条第一項第十二号に規定する商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条に規定する業務に関する事項

十二　機構法第十五条第一項第十三号に規定する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十条第一項に規定する業務に関する事項

十三　機構法第十五条第一項第十四号に規定する総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十条及び第五十八条に規定する業務に関する事項

十四　機構法第十五条第一項第十五号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十八条及び第百三十一条第一項並びに第百四十条に規定する業務に関する事項

十五　機構法第十五条第一項第十八号に規定する小規模企業共済事業に関する事項

十六　機構法第十五条第一項第十九号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項

十七　機構法第十五条第一項第十九号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十八条に規定する業務に関する事項

十八　機構法第十五条第一項第二十号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条に規定する業務に関する事項

十九　機構法第十五条第一項第二十一号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。）第十条に規定する業務に関する事項

二十　機構法第十五条第一項第二十二号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。附則第五条において「地域経済牽引事業促進法」という。）第三十条及び第三十五条に規定する業務に関する事項

二十一　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項、第三項及び第四項に規定する業務に関する事項

二十二～二十六　［略］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）

第十三条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（産業基盤整備業務に係る部分を除く。）は、土地及び建物（機構法第十五条第一項第八号及び第十二号に掲げる業務に係る土地及び建物を除く。）とする。

十七　機構法第十五条第一項第二十号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十八条に規定する業務に関する事項

十八　機構法第十五条第一項第二十一号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条に規定する業務に関する事項

十九　機構法第十五条第一項第二十二号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。）第十条に規定する業務に関する事項

［新設］

二十　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項及び第三項に規定する業務に関する事項

二十一～二十五　［略］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）

第十三条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（産業基盤整備業務に係る部分を除く。）は、土地及び建物（機構法第十五条第一項第八号、第九号及び第十三号に掲げる業務に係る土地及び建物を除く。）とする。